

1 特別支援学校の設置基準の在り方について

特別支援学校は、年齢や障害の特性などが幅広い幼児児童生徒が学ぶ学校であるため、その設置基準の策定は難しい作業になると思われるが、幼児児童生徒がのびのびと日々の学習活動が行える適切な教育環境を整えていく必要がある。資料 2 の論点において、「全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別の部等に応じて・・・必要な最低基準」とあるが、小学校等の設置基準になぞらえて作成するということか。これまで、障害の実態や各校の実状に合わせて、とされてきたので、策定の考え方を示していただけるとイメージしやすい。

現在、教室不足の解消に向けた「集中取組計画」を策定しているところである。国庫補助の後押しもある中で計画を年度末までにまとめることとなっているが、今後、計画に沿って進められている作業に影響が出ないよう考慮した設置基準の策定（試行時期、移行期間の設定など含む）となる必要がある。また、予算確保の課題もあり、既存施設の利用への影響が出ないような配慮を必要とする。

2 特別支援教育を担う教員の専門性の在り方について

(1) 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性について

市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当すると判断された児童が公立小学校へ一定数就学している調査結果から、特別支援学級等ではより幅広い障害の実態への対応が必要となっていることがうかがえる。障害種への対応はもちろんであるが、校内の特別支援教育の推進役でもある担当教員に求められる資質・専門性を明らかにし、自己研鑽に努められるような研修体系等の整備が必要と考える。

(2) 特別支援学校の教師に求められる専門性～免許法附則第 15 項～について

特別支援学校において、教員が当該障害種の免許状を保有していることは基本であり、異動時の免許状保有者の優先的な配置や、非保有者には免許法認定講習受講による免許状取得を求めるなどの対応を行い、免許状保有率も資料 3 の 16p グラフのように徐々に向上している。

しかしながら、視覚障害・聴覚障害については養成課程がない地域もあり、他の障害種に比べ免許状保有者が少ないといった状況や、高等学校と特別支援学校教諭免許状の両方を保有している割合が低い中、学校は必要とする教科の教員を配置しなければならないといった状況があり、安定的に配置する難しさがある。

一方で、非保有者であっても、赴任後に免許法認定講習で免許状を取得しつつ経験を積み、培った専門性を高校等に戻ったのち発揮して特別支援教育の推進役となっている者も多く、小中学校・高等学校における特別支援教育の推進の一つの形が作られている。当該障害種の免許状保有は基本ではあるが、赴任後の免許取得を職務研修としたりその期限の目安を設けたりするなどの策を講じながら、効果的な人事交流をすすめていくことも必要ではないかと考える。

以上、附則 15 項の今後の取扱いについては、今後も慎重な検討が必要と考える。